

# 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給・申請要領

## (医療政策課分)

令和4年12月1日

医療政策課

### 第1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の病院、診療所、助産所又は施術所（以下「医療施設等」という。）に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を図る。

### 第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

#### 1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、別表に掲げる次の医療施設等を運営する事業者
  - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所（開設者が市町村の場合を除く。）で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定を受けていること。
  - イ 医療法第2条第1項に規定する助産所
  - ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく施術所及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）（以下「あはき法等」という。）第2条第2項に規定する施術所で、かつ健康保険法第87条第1項に規定する療養費の取扱いによる施術を行い、又は行うことができること。
- ② 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方公共団体
  - イ 次のいずれかに該当する者
    - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
    - ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与

する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

## 2 事業所要件

令和4年10月1日現在で、別表の支援対象施設の欄に掲げる施設であつて、医療法又はあはき法等の規定に基づく許可等を受けており、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

## 第3 支援金の額

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

## 第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする者は、次の①から③までの書類を令和5年2月17日までに、電子申請により提出しなければならない。また、助産所又は施術所の場合は、追加で④の書類を令和5年3月6日までに提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請によることができない者は、郵送により申請書類を提出することができる。なお、郵送による場合の締切日も電子申請による場合と同様とし、締切日必着とする。

- ① 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（医療政策課）申請書（別記様式第1号）
- ② 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（医療政策課）請求書（別記様式第2号）
- ③ 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し  
（申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状（別記様式第3号））
- ④ 助産所又は施術所の場合は、收受日付印が押印された令和4年等の確定申告書第一表の控え（なお、e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字された確定申告書第一表の控えとし、受付日時が印字されていない場合は、必ず受信通知を添付すること。）

※ 確定申告書に個人番号が記載されている場合、必ず塗りつぶす等して、判別することができない形式で提出すること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## **第5 支援金の審査**

審査事務の受託者は、必要に応じて、申請した事業者に対し、資料の提出を求める等した上で、提出のあった申請内容を審査し、支給要件に適合する事業者について、関係資料を医療政策課に送付する。

## **第6 支援金の支払**

県は、第5の規定により送付のあった関係書類により、支援金を支給すべきと認めるときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

## **第7 調査への協力**

県及び審査事務の受託者は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

## **第8 支援金の返還**

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

## **第9 その他**

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

## **附 則**

この要領は、令和4年12月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

別表（第2、第3関係）

支援対象施設 ※1	支援金の額
病院、診療所（4床以上）※2	1稼働病床当たり3万円
診療所（4床未満）※2	1施設当たり10万円
助産所 ※3	1施設当たり5万円
施術所 ※4	1施設当たり5万円

- ※1 令和4年10月1日現在で、医療法又はあはき法等に基づく許可等を受けており、申請日時点において廃止又は休止していないこと。
- ※2 健康保険法第63条第3項第1号の指定を受けた保険医療機関に限る。ただし、開設者が市町村の場合を除く。
- ※3 医療法第2条第1項の規定によるものに限る。
- ※4 健康保険法第87条の療養費の取扱いによる施術を行い、又は行うことができる施術所に限る。また、同一の場所で運営されるあはき法等に基づく施術所については、一つの施術所とみなす。